平成三十年財務省・農林水産省令第二号

基金法施行規則を次のように定める。 までの規定に基づき、独立行政法人農林漁業信用 法律第百二十八号)第七条の二第一項から第三項 法律第百二十八号)第七条の二第一項から第三項 独立行政法人農林漁業信用基金法値行規則

(持分の払戻請求の手続)

第一条 独立行政法人農林漁業信用基金法(以下「信用基金」という。)に提出して行わなければ水書を独立行政法人農林漁業信用基金(以下「信用基金」という。)に提出して行わなければならない。

2 前項の請求書には、理事長の定める書類を添

(払戻金の算定方法)

第二条 法第七条の二第二項の主務省令で定めるところにより算定した金額は、法第十五条第二号に規定する林業信用保証業務に係る最終の貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額に対する法第七条の二第一項の規定による請求に係る持分に相当する金額とする。 (持分の払戻しの停止)

第三条 法第七条の二第三項の規定による払戻し の停止は、当該払戻しの停止に係る者に対し当 を交付して行うものとする。

に対してその旨を通知するものとする。きは、速やかに、当該払戻しの停止を受けた者した場合において当該払戻しの停止を解いたと信用基金は、前項の規定により払戻しを停止

附則

この省令は、公布の日から施行する。